



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

宮城労働局発表
令和6年6月14日

報道関係者各位

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 二木多賀子
主任地方産業安全専門官 熊谷 昭彦
労働衛生専門官 阿部 久範
(電話) 022-299-8839

宮城労働局長による

「全国安全週間 公開安全衛生視察」を実施します

宮城労働局（局長 おやけ えいさく 小宅 栄作）では、全国安全週間（7月1日から7日まで本週間、6月1日から6月30日まで準備期間）の取組の一環として、7月4日（木）、労働局長による全国安全週間公開安全衛生視察を実施します。

近年、労働災害の増加傾向にある社会福祉施設を対象として、全国安全週間内に宮城労働局長が介護業界の視察を行うのは初めてとなり、全国的にも類例がありません。

視察対象事業場は、令和5年度SAFEアワードのブロンズ賞を受賞し、介護スタッフの身体の負担軽減のためノーリフティングケアを積極的に導入している施設です。

本視察は、宮城県内における安全衛生意識の向上及び安全衛生管理活動の活性化、ひいては安全衛生管理水準を向上させ労働災害防止を推進することを目的として実施するもので、詳細は、以下のとおりです。

1 日 時：令和6年7月4日（木）午後1時45分～午後3時30分（予定）

2 視察対象事業場について

(1) 名称：社会福祉法人東北福祉会 せんだんの杜

(2) 代表者：総合施設長 中里 仁（施設長 松本 久）



(3) 所在地：仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141-9

(4) 施設概要：資料1参照

3 集合時刻及び場所

(1) 集合時刻：午後1時30分

(2) 集合場所：介護者教育室（施設内）

4 詳細について 資料2のとおり

【別添】

資料1：社会福祉法人 東北福祉会 セんだんの杜（パンフレット）

資料2：令和6年度 全国安全週間公開安全衛生視察 実施要領

資料3：第97回 全国安全週間リーフレット

資料4：令和6年度 宮城における全国安全週間実施要綱

資料5：令和6年 宮城県内における労働災害発生状況

資料6：「Safework 向上宣言」

資料7：SAFE コンソーシアム（令和5年度 SAFE アワード）

事業場 案内図（社会福祉法人東北福祉会 セんだんの杜：仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141-9）



※ 取材に当たっての留意事項（お願い）

- (1) 取材をご希望される方は、事前に別紙の「取材連絡票」によりご連絡願います。
- (2) お車でお越しの方は敷地内の駐車場に限りがございますので、当日、誘導員の指示に従ってください。
- (3) 当日は、午後1時30分までに介護者教育室（せんだんの杜 施設内）にお集まりください。
- (4) 感染症対策のためマスクの着用をお願いします。
- (5) 入り口において、検温を行ってください（体温が高い場合は入場をお断りする場合があります）。
- (6) 施設でご用意するスリッパを履いてください。
- (7) 取材に際しては、施設の職員及び宮城労働局の職員の指示に従ってくださいますようお願いいたします。

宮城労働局長 全国安全週間公開安全衛生視察 巡視ルート（予定）について

【1】 施設内 介護者教育室 → 2階 事務所へ移動

【2】 → 2階 事務所へ移動し、見守り型支援の仕組みを確認

赤外線カメラによる居室の状況、見守りセンサーにより遠隔による見守りを実施し、異変に素早く対処することにより、巡視の省力化と利用者の睡眠に支障をきたさない配慮及び介護スタッフの時間にゆとりが生まれ無理のない介助を実現。

介護スタッフはインカムを使用することにより、常時どのような状況で作業に当たっているかが把握可能。人手が必要な場面では、離れている場所から同僚の支援が受けられる仕組みを確立。

施設内のカメラにより、常時ご様子をとらえ、異常時におけるリアルタイムな対応を可能とするほか、必要な場合の映像記録として活用。

【3】 2階 リベラ荘（多床室（4人部屋）定員36名）において、
移乗支援の仕組みを確認し、併せて浴室における入浴支援の仕組みを確認

ベッドの高さ調整、スライディングボードによる車いす等への移乗介助、車いすの手摺りの取外し及びリクライニング、トイレの手摺りの増設等による排泄の自立支援、浴室リフト等の各種支援機器の導入により、トータル的にノーリフトケアを実現。

【4】 → 1階へ移動し→リベラ荘1階（ユニット型 個室）定員18名において、
見守り型支援、自立支援、介護支援の仕組みを確認

要介護の程度により、見守り支援機器を備え、異変に素早く対処。

動画サイトを活用して機能訓練を実施することにより、介護スタッフの負担を軽減。

腰痛予防のため定期的に職員研修を実施し、筋力チェックやストレッチや筋力トレーニングを実施

また、事業場所在地は仙台市内でも比較的標高の高いところであり、冬季の転倒災害防止のための転倒防止ハザードマップが作成され利用されており、出退勤時の通用口や敷地内外の隣接道路における転倒防止

を実施。

社会福祉施設は一般的に3K 職場のイメージが根強くあり、人手不足で労働力の確保が困難な業種となっているが、そのイメージを払拭。

【5】 (時間に余裕があった場合)

リベラ荘1階において、新型車いす(東北福祉大学との共同開発による)を確認。

【6】 → 介護者教育室に戻る

※ 巡視ルートは予定であり、当日の状況等、諸事情により変更する場合があります。

宮城労働局労働基準部健康安全課 熊谷、阿部、草刈 あて
メールアドレス：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp

令和6年7月4日 実施

全国安全週間 公開安全衛生視察用
取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

・ 報道機関名

・ 取材予定人数

人

・ 緊急連絡先
(予定変更の場合等の連絡のため)

電話番号

社会福祉法人 東北福祉会

せんだんの杜

— 東北福祉大学関連施設 —



社会福祉法人東北福祉会の沿革

年号	月	項目
平成7年	6月	法人認可
平成7年	6月	法人登記完了
平成8年	3月	せんだんの杜国見ヶ丘通所介護事業所開設
平成8年	4月	特別養護老人ホームリベラ荘開設
平成8年	4月	ケアハウスフェリコ館開設
平成8年	4月	国見ヶ丘在宅介護支援センター開設
平成8年	6月	せんだんの杜短期入所生活介護事業所開設
平成10年	4月	児童自立援助ホームせんだんの家開設
平成11年	4月	国見ヶ丘せんだんの杜保育園開設
平成11年	4月	せんだんの杜もう開設
平成12年	4月	せんだんの杜居宅介護支援事業所開設
平成13年	4月	せんだんの里開設
平成13年	4月	認知症介護研究・研修仙台センター開設
平成13年	5月	せんだんの杜訪問介護事業所開設
平成13年	9月	せんだんの杜放課後ケア事業所開設
平成13年	11月	せんだんの杜遊杜家開設
平成14年	5月	せんだんの杜中山通所介護事業所(一般型)/中山の家開設
平成14年	5月	せんだんの杜国見通所介護事業所/国見の家開設
平成14年	10月	せんだんの杜もう亭開設
平成16年	12月	せんだんの館開設
平成17年	4月	せんだんの杜中山2丁目の家(児童デイサービスセンター杜の子ハウス)開設
平成18年	4月	国見ヶ丘地域包括支援センター開設
平成22年	4月	国見ヶ丘せんだんの杜保育園分園開設
平成23年	6月	特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード宮城支部
平成24年	4月	せんだんの杜杜の子ハウス(放課後等デイサービス) ※法改正
平成24年	4月	せんだんの杜遊杜家(放課後等デイサービス) ※法改正
平成29年	6月	せんだんの杜国見ヶ丘の家(放課後等デイサービス) 開設

わたしたちの 基本理念

すべての人がひとりの人間として尊重され、個性が輝く、共生の地域づくり

当事者主体

- ①これは、わたしたちの最も重要な考え方「理念(プリンシパル)」であり、理想とする考え方である「理念(アイディア)」です。
- ②ご本人とご家族(当事者)の意思を尊重した生活支援を実行することを意味しています。

本人主体の生活の実現

- ①これは、わたしたちがサービスを提供し、利用してもらう目標である「ビジョン(将来像)」です。
- ②当事者のみなさまが自分の主体性を発揮した生活を営めることを意味しています。

共生の地域づくり

- ①わたしたちの社会的役割である「使命(ミッション)」です。
- ②地域住民のみなさまが主体となって地域福祉の方法を開発・実践できるよう、福祉教育を実践し、福祉文化を醸成することを意味しています。

経営母体

社会福祉法人 東北福祉会

東北福祉大学の関連法人のひとつとして設立された社会福祉法人東北福祉会は、大学が標榜する『これからの福祉のあり方』を世に問う実践施設として数多くの施設を運営しています。とりわけ最近、我が国でも研究課題として大きく取り上げられている予防福祉に関する研究において、私たちは東北福祉大学感性福祉研究所の「最先端知」と、大学において長年にわたって積み重ねられてきた「理論知」と、福祉施設運営により培われた「実践知」のコラボレーションナレッジ-実践に基づく知的協働体-を通じて、利用者の皆様方が、“その人らしさ”をいつまでも保ち続けられるようサポートしています。

東北福祉会が運営する「せんだんの杜」をはじめ、「せんだんの杜ものう」、「せんだんの里」、「認知症介護研究・研修仙台センター」、さらには、フィンランド政府ならびに仙台市と提携したフィンランド型介護施設「せんだんの館」は、新しい福祉のモデル施設として広く注目を集めています。

学校法人 梅檀学園 東北福祉大学

東北福祉大学は理論と実践の一体的融合を図る「行学一如」を建学の精神にしており、卒業生は福祉分野をはじめ、プロ・アマスポーツ界や教育界など多分野にわたり第一線で活躍しています。

教育(大学)+研究(感性福祉研究所)+実践(各種福祉・医療施設)を通じて、感性福祉の創造にチャレンジしています。



わたしたちの 基本方針

- ① 法人運営の基本に
“利用者主体の原則”を掲げ、
質の高いサービスの実践をめざす。
- ② 新しい地域福祉サービスの開発と、
住民参加のまちづくりを進める。
- ③ 教育・研究機関との共同による
福祉教育と福祉文化の醸成に
寄与する。

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人 東北福祉会(以下「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関連法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- (1) 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- (2) 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- (3) 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- (2) 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除等への対応

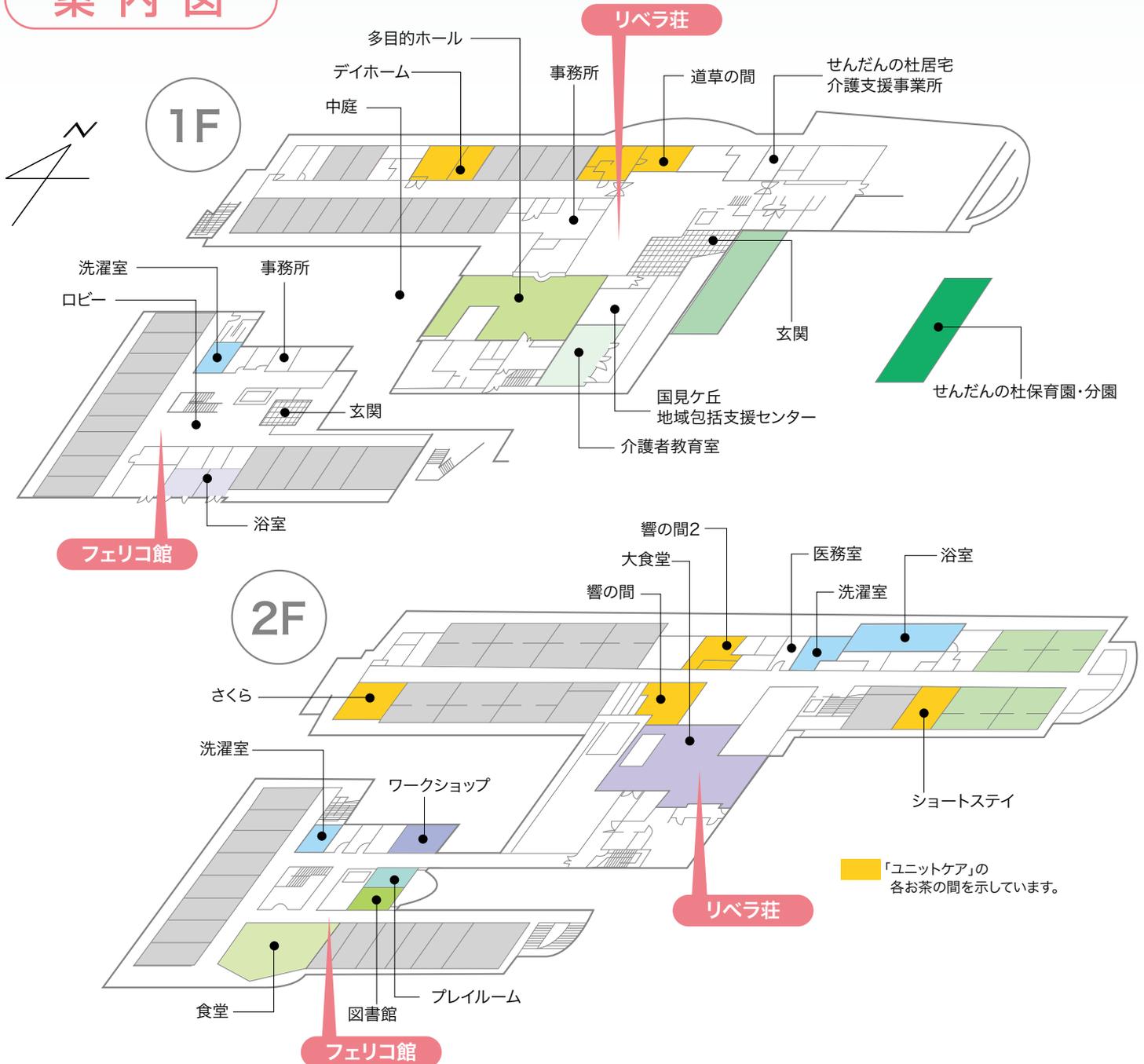
当法人は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。



案内図





事業概要

高齢者福祉サービス

特別養護老人ホームリベラ荘

介護老人福祉施設 定員**36名**

TEL 022-277-1122 / FAX 022-719-0688

特別養護老人ホームリベラ荘(ユニット型)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員**18名**

TEL 022-277-1122 / FAX 022-719-0688

リベラ荘の「リベラ」とは、エスペラント語で「自由」を意味しています。住まわれる方々が、これまでのご自宅での生活と同じように自由な暮らしを継続していただけるようにと願って命名しました。

ご自宅では生活が困難で介護が必要な高齢者のために、生活相談のほか、家事、介護、看護、機能訓練、栄養ケアなどの生活支援サービスをご提供いたします。

(※高齢者福祉施設では、入浴用介護福祉機器のほか、コミュニケーションロボット、見守りセンサ等の介護ロボットを積極的に導入しています。)

リベラ荘は多床室(4人部屋)のお住まいとなります。ここに住む方々が、ゆっくりのんびり過ごしていただけるように、いくつかのお茶の間があります。お茶の間ごとに担当の職員がおり、皆様の生活を支援しています。

多床室は、各居室の入口がカーテンで仕切られており、プライバシーが守られる居室空間となっております。



リベラ荘(ユニット型)は、仙台市にお住まいの方々がご利用できるお住まいです。全室個室(2部屋夫婦部屋)で、概ね10名程度のご利用者ごとにお茶の間があり、担当の職員にて皆様の生活を支援しています。

個室は洗面所、トイレもあり、お部屋・お茶の間どちらでも、ご自分のペースに合わせてお過ごし頂けます。



せんだんの杜短期入所生活介護事業所

ショートステイ 定員**16名**

TEL 022-277-1122 / FAX 022-719-0688

ご自宅での介護が一時的に困難な事情がある場合、短期間の宿泊ができるサービスです。ご自宅で生活をされている高齢者の皆様が、今まで通りの暮らしが続けられるよう介護や生活支援等をいたします

お部屋は多床室です。居室の入口がカーテンで仕切られており、プライバシーが守られる空間となっております。



軽費老人ホームケアハウスフェリコ館

軽費老人ホームケアハウス 定員**30名**

TEL 022-277-3866 / FAX 022-206-7988

フェリコ館の「フェリコ」は、エスペラント語で「幸福」を意味しています。日々穏やかに生活されることを願って命名しました。

ご自宅と同じように外泊や外出が自由で、介護保険制度を利用しながらの生活も可能です。家事、介護等の生活に必要な相談をお受けし、他機関と連携して生活をサポートします。



せんだんの杜居宅介護支援事業所

TEL 022-719-0566 / FAX 022-277-3323

介護が必要な方が住み慣れた地域での暮らしが続けられるよう、お困りごとなどの相談をお受けします。お身体の状況や生活環境、介護をしている方のご負担、不安等もお聞きしながら、必要な支援が受けられるようにケアプランの作成、関係機関との連絡・調整をいたします。

国見ヶ丘地域包括支援センター

TEL022-303-3805 / FAX022-303-0688

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・介護など様々な面から支援を行う、地域の高齢者支援の窓口です。仙台市から委託を受けた相談機関です。ご本人、ご家族や地域住民の皆さまのお悩みやご相談をお受けします。



事業概要

サテライトサービス

せんだんの杜 杜の工房

就労継続支援B型 定員20名/日

住所: 仙台市青葉区千代田町4-16
TEL: 022-727-8830 / FAX: 022-727-8988

障害者総合支援法に基づく「就労継続支援B型」事業所になります。18歳から64歳の方が対象となります。利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。



せんだんの杜 国見ヶ丘の家

放課後等デイサービス 定員10名/日

住所: 仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目123-28
TEL: 022-208-5960 / FAX: 022-208-5959

小学生から高校生までの子ども達の持てる力を大切にしながら、その可能性を伸ばし、将来の自立へと繋げていくことを目的とする、放課後等デイサービスです。

地域の中での交流を大切にしながら、近隣の方々と共に考え、支えあいながら、個性を大切にした支援を提供いたします。



せんだんの杜 杜の子ハウス

放課後等デイサービス 定員10名/日

住所: 仙台市青葉区国見ヶ丘1丁目6-16
TEL: 022-303-5170 / FAX: 022-303-5178

子ども一人ひとりの興味や関心を大切に、地域の方々と関係作りを応援しつつ、障がいの有無に関わらず、地域でお互いに支えあっていける機会を設けながら支援をしている放課後等デイサービスです。



せんだんの杜 遊杜家

放課後等デイサービス 定員10名/日

住所: 仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目149-1 喜心寮本館1階
TEL: 022-279-2750 / FAX: 022-279-2751

外出や活動を通して安心できる居場所、学校と家庭をつなぐ場、遊びの場、仲間作りや地域交流などの機会を体験できる放課後等デイサービスです。学校以外の友人との出会いの場にもなります。一緒に遊びましょう。



国見ヶ丘せんだんの杜保育園・分園

住所: 仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141-9 TEL: 022-277-1155 / FAX: 022-277-1146



国見ヶ丘せんだんの杜保育園(分園)は子どもたちにとって、また、その家族にとって「居心地のよい保育園」であることを大切にしています。おとなと子どもが様々な体験を通して喜びや悲しみを共感し合い共に育ち合うことのできる「もうひとつのおうち」であり同じ年齢の子どもだけでなく、異年齢の子どもたちとの交流や隣接する高齢者施設のご利用者との交流などを通し、様々な世代の人たちと触れ合う中で、子どもたち自身が“生きる力”を育んでいくことができる保育園でありたいと考えています。

国見ヶ丘せんだんの杜保育園・分園ではこんな保育をしています。

定員: 127名

地域子育て支援センターでは、このような活動をしています。

- 通常保育** 生後4ヶ月から就学前までのお子さんを保育いたします。
- 延長保育** 18時から19時まで保育を延長して行います。(有料)
- 障害児保育** 個性を持ったお子さんも共に生活をします。
- 一時預かり保育** 生後5ヶ月から就学前のお子さんを一時的に保育を行います。(10名程度)

- ◎育児相談
- ◎親子遊び(はっぴーらんど)
- ◎保育園行事への参加
- ◎センター通信発行
- ◎保育園開放
- ◎育児講座
- ◎絵本貸出し
- ◎育児サークル支援

児童自立援助ホーム せんだんの家

住所: 仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目129-73 TEL / FAX: 022-719-5948



自立援助ホームとは?

様々な事情により家庭で暮らすことのできない青少年たちが、仕事や高校(大学や専門学校)に通い、自分の夢を紡ぐための準備や力を蓄える生活の場です。義務教育終了後、15歳から20歳未満が入居可対象です。

※平成28年児童福祉法改正により対象者が22歳に達する日に属する年度(大学や教育機関に通う)まで拡大されました。



支援の内容

- ◎就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助
- ◎健康管理、金銭管理、余暇活動の活用、食事等、日常生活についての支援
- ◎職場を開拓するとともに、安定した職場に就くことができるための支援
- ◎高卒認定等、資格取得、進学のための環境調整等の支援
- ◎必要に応じた関係機関との連携及び家庭環境の調整
- ◎その他必要な援助や生活指導

利用について

- ◎児童一人ひとりが自立に向けて生活していくにあたり4つのことを目標として生活しています。
 - 働くことを基本とした生活をしていきます。
 - 生活費は、計画を立てて使います。
 - 地域社会の一員として行動することを心掛けて行動します。
 - 自分や他者を大事にします。
- ◎退去については、本人の意思を確認しながら話し合いをしていきます。一人ひとりの年齢や状況に応じて判断します。

社会福祉法人 東北福祉会

せんだんの杜

東北福祉大学関連施設



- 特別養護老人ホーム リベラ荘
- せんだんの杜短期入所生活介護事業所
- ケアハウス フェリコ館
- 国見ヶ丘せんだんの杜保育園・分園
- せんだんの杜居宅介護事業所
- 国見ヶ丘地域包括支援センター



せんだんの杜への交通

- JR仙台駅前(バスプール内)
15番バス停より 870番にお乗り下さい。
(貝ヶ森・国見ヶ丘行)
青陵中等教育学校前(旧女子商前)下車(徒歩3分)
- JR東北福祉大前駅から 870番にお乗り下さい。
- 地下鉄北仙台駅前(バスプール内)2番
バス停より貝ヶ森一丁目線で
青陵中等教育学校前下車(徒歩3分)

住所

〒989-3201
仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141-9

問い合わせ連絡先

TEL:022-277-1122
FAX:022-719-0688
e-mail:mori@tfu-mail.tfu.ac.jp

ホームページ <https://www.sendan.or.jp/contents/mori/>

利用申込み、見学、研修は、
随時受け付けております。

令和6年度 全国安全週間 公開安全衛生視察 実施要領

宮城労働局労働基準部健康安全課

1 趣 旨

全国安全週間（本週間：7月1日から7月7日、準備期間：6月1日から6月30日）における取組として、安全衛生意識の向上及び安全衛生管理活動の活性化、ひいては安全衛生管理水準を向上させ労働災害防止を推進することを目的に、宮城労働局長による安全週間公開安全衛生視察を実施するもの。

2 主催者

宮城労働局

3 日 時

令和6年7月4日（木）午後1時45分から午後3時30分（予定）

4 視察対象事業場

名 称：社会福祉法人東北福社会 せんだんの杜
所 在 地：仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141-9
代 表 者：総合施設長 中里 仁

5 視察実施者

宮城労働局
仙台労働基準監督署
宮城県介護施設 SafeworK 推進協議会

6 視察実施予定表

（次項のとおり）

視察実施予定表

時 刻	所要時間	内 容	担当者	備 考
(13:30～)		事業場 集合		施設内 介護者教育室
13:45～13:55	10分	挨拶	宮城労働局 施設代表者	各5分
13:55～14:00	5分	出席者紹介	司会	
14:00～14:25	25分	事業概要・施設概要等の状況説明	施設担当者	介護支援機器の紹介を含む
14:25～14:30	5分	視察における注意事項等の説明	司会	
14:30～15:10	40分	視 察		特別養護老人ホームリベラ荘主体
15:10～15:25	15分	総 評	宮城労働局・仙台労働基準監督署・Safework推進協議会	施設内 介護者教育室
15:25～15:30	5分	事業場 から	施設担当者	
(～15:45)		解 散		

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和6年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。



実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立**
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- 自主的な安全衛生活動の促進**
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施**
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組**
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、湿雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策**
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策**
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- 林業の労働災害防止対策**
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 交通労働災害防止対策**
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記10(1)~10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年度 宮城における全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

宮城労働局管内における令和5年の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き2,545人（令和6年4月末現在：速報値）と、対前年比で22名（0.9%）の減少となっている一方で、死亡者数が19人と対前年比で4名の増加となっています。

労働災害は、長期的に減少していますが、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加し、墜落・転落、はさまれ、巻き込まれといった在来型の労働災害も依然として多くを占めています。

令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画は2年目に入り、同計画の目標達成に向けた取組を行っていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組むこととしています。

危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

2 期 間

準備期間 令和6年6月1日から6月30日

本 週 間 令和6年7月1日から7月7日

3 主 唱 者

厚生労働省宮城労働局、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

準備期間中及び全国安全週間における次に掲げる事項の実施

- (1) 安全広報資料等の作成、配布
- (2) 様々な広報媒体を通じた広報
- (3) 安全パトロール等の実施
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等の開催
- (5) 安全衛生に係る表彰の実施
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事への協力
- (7) 事業場が実施する実施事項についての指導援助
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等の実施

8 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明(「SafeworK 向上宣言」の積極的な取組等)を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

9 実施者が継続的に実施する事項

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - ウ 「SafeworK 向上宣言」の取組事項の確認
 - ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学

物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 三大災害（「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」）の防止

エ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
- ア 令和6年4月24日付け宮労発基 0424 第3号「林業における死亡災害の多発を踏まえた安全管理の徹底について（緊急要請）」への対応
 - イ チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - ウ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記9（1）～9（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和6年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和6年6月10日 作成

宮城労働局

業種別	令和3年全期		令和4年全期		令和5年全期		令和5年 1月～5月		令和6年 1月～5月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2691	14	2568	15	2543	19	837	7	818	4	-19	-2.3%	-3	-42.9%
製造業	485	1	440	4	410	4	129	2	145		16	12.4%	-2	-100.0%
食料品製造業	213	1	203		211		68		55		-13	-19.1%		
水産食料品製造業	86	1	65		73		20		20					
その他	127		138		138		48		35		-13	-27.1%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	9		9		4		2		3		1	50.0%		
木材・木製品製造業	7		21	2	9	1	1	1	4		3	300.0%	-1	-100.0%
家具・装備品製造業	2		3		1				2		2			
パルプ・紙・紙加工品製造業	8		13		4		2		1		-1	-50.0%		
印刷・製本業	10		2		7		3		7		4	133.3%		
化学工業	22		11		8		1		3		2	200.0%		
窯業土石製品製造業	16		21		18		6		6					
鉄鋼業、非鉄金属製造業	12		9	1	8		1		5		4	400.0%		
金属製品製造業	45		30		33	1	9		27		18	200.0%		
一般機械器具製造業	21		17		18		4		3		-1	-25.0%		
電気機械器具製造業	38		34		28	1	11		9		-2	-18.2%		
輸送用機械等製造業	27		24		17	1	6	1	8		2	33.3%	-1	-100.0%
造船業	7		12		4	1	2	1	2				-1	-100.0%
その他	20		12		13		4		6		2	50.0%		
電気・ガス・水道業	7		3		6		3		1		-2	-66.7%		
その他の製造業	48		40	1	38		12		11		-1	-8.3%		
鉱業	7	1	8		10	2	6		2		-4	-66.7%		
土石採取業	6	1	8		9	2	4		1		-3	-75.0%		
その他	1				1		2		1		-1	-50.0%		
建設業	318	5	309	5	300	4	100	4	102		2	2.0%	-4	-100.0%
土木工事業	106	3	102	3	86		32		31		-1	-3.1%		
建築工事業	157	2	153	1	164	2	46	3	49		3	6.5%	-3	-100.0%
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	50	1	52		48		14		11		-3	-21.4%		
木造家屋建築工事業	67		58		57	1	19	1	14		-5	-26.3%	-1	-100.0%
建築設備工事業	18	1	12		10		2		4		2	100.0%		
その他の建築工事業	22		31	1	49	1	11	2	20		9	81.8%	-2	-100.0%
その他の建設業	55		54	1	50	2	22	1	22				-1	-100.0%
運輸交通業	428	3	363	2	369	1	126		131		5	4.0%		
鉄道・軌道・水運・航空業	8		7		4		2		4		2	100.0%		
道路旅客運送業	47		34		51		23		8		-15	-65.2%		
道路貨物運送業	372	3	319	2	312	1	101		118		17	16.8%		
その他の運輸交通業	1		3		2				1		1			
貨物取扱業	24	1	23		21	1	6		11	1	5	83.3%	1	
陸上貨物取扱業	16	1	16		17		5		10	1	5	100.0%	1	
港湾運送業	8		7		4	1	1		1					
農業	27		23	1	30		7		8		1	14.3%		
林業	33		24		32	1	18		15	3	-3	-16.7%	3	
畜産・水産業	22		33	1	32		7		7					
商業	490	3	497		443	3	162	1	138		-24	-14.8%	-1	-100.0%
卸売業、小売業	416	3	435		392	2	148	1	125		-23	-15.5%	-1	-100.0%
その他	74		62		51	1	14		13		-1	-7.1%		
金融・広告業	29		23		28		9		6		-3	-33.3%		
映画・演劇業	3		2		2				1		1			
通信業	31		33		25		6		5		-1	-16.7%		
教育・研究業	35		43		41		11		10		-1	-9.1%		
保健衛生業	328		301		347		92		102		10	10.9%		
接客娯楽業	151		181		179	1	60		51		-9	-15.0%		
旅館業	26		35		37	1	15		7		-8	-53.3%		
ゴルフ場	7		13		6		1		3		2	200.0%		
その他	118		133		136		44		41		-3	-6.8%		
清掃・と畜業	130		154	1	135		55		46		-9	-16.4%		
ビルメンテナンス業	66		81		76		28		26		-2	-7.1%		
廃棄物処理業	50		63	1	47		21		14		-7	-33.3%		
その他	14		10		12		6		6					
官公署	4		3		4		2		1		-1	-50.0%		
その他の事業	146		108	1	135	2	41		37		-4	-9.8%		
警備業	44		40		52		19		12		-7	-36.8%		
その他	102		68	1	83	2	22		25		3	13.6%		
陸上貨物運送事業	388	4	335	2	329	1	106		128	1	22	20.8%	1	
第三次産業	1347	3	1345	2	1341	6	438	1	397		-41	-9.4%	-1	-100.0%
小売業	348	3	358		327	1	122		110		-12	-9.8%		
飲食店	92		111		113		35		34		-1	-2.9%		
社会福祉施設	256		233		259		72		85		13	18.1%		

- 死傷件数は令和6年5月末日までに発生した災害について令和6年6月9日までに確認できた労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。
- 死亡件数については、前月末までに把握したもの(速報)により計上しております。
- 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
- 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

令和6年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和6年6月10日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	木材伐出業 (6.2.1)	10～49人	激突され	松の木（樹高31m、胸高直径43cm）の伐木作業において、伐倒方向をチルホールで調整していたが、木が予定していた方向からずれて倒れ、チルホールを操作していた被災者に激突した。
	2月	14時台	立木等	
2	その他の林業 (6.2.9)	1～9人	飛来、落下	チェーンソーを使用して、立木（高さ27m、胸高直径38cm）の伐木作業を行っており、追い口を入れたところ、立木が地面と垂直方向に割れ、割れた立木が被災者に直撃し、下敷きとなった。
	3月	10時台	立木等	
3	木材伐出業 (6.2.1)	10～49人	飛来、落下	杉の木の伐木現場における作業状況を撮影するために入場していた被災者に樹高約30メートルの伐倒木（杉の木）が激突した。
	3月	14時台	立木等	
4	陸上貨物取扱業 (5.1.1)	50～99人	有害物等との接触	貨物船の船倉へヤシ殻（バイオマス燃料）を積み込む作業を開始する際に船倉内に入りヤシ殻の上で待機していたところ、意識を失った。
	5月	7時台	その他の危険物、有害物等	

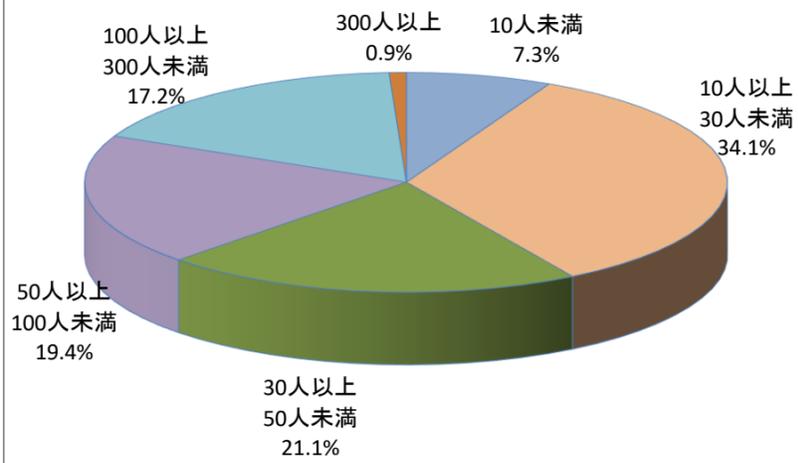
(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

令和4年 社会福祉施設における労働災害発生状況（宮城県内）

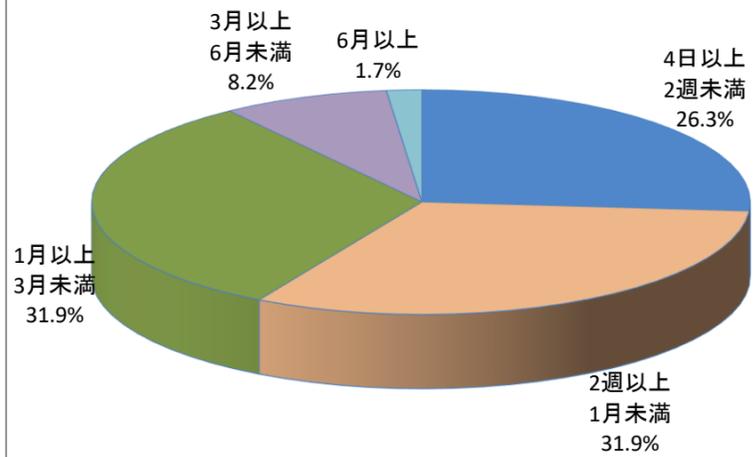
（新型コロナウイルス感染症を除く）

（社会福祉施設：232人）

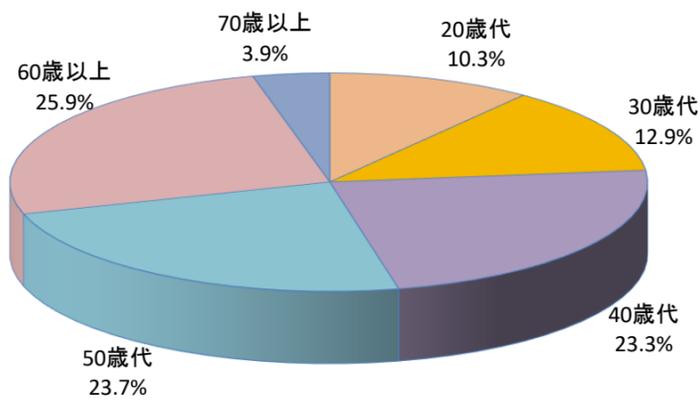
(1) 事業場規模別の状況



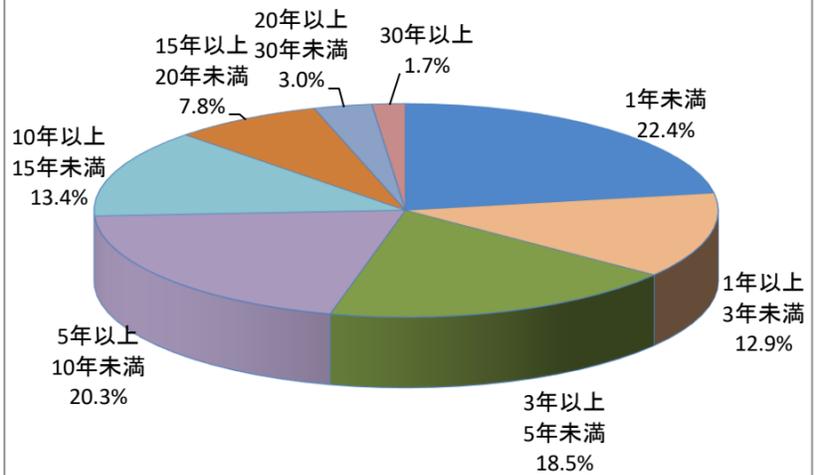
(2) 被災程度別の状況



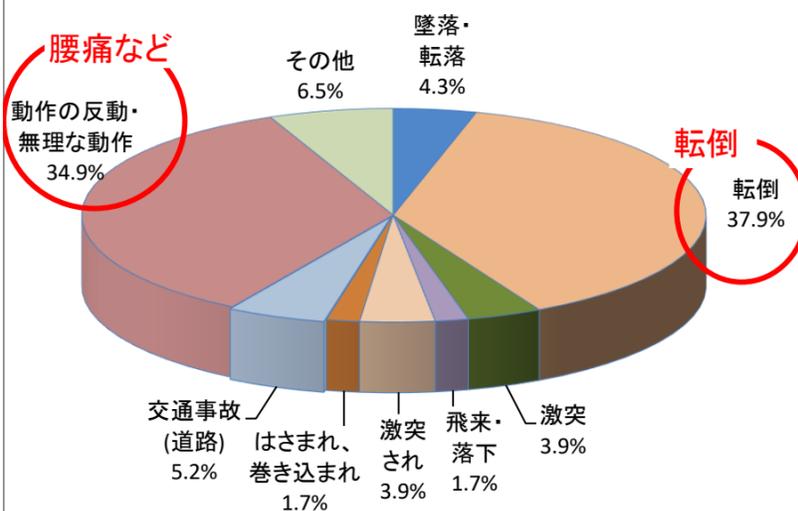
(3) 年齢別の状況



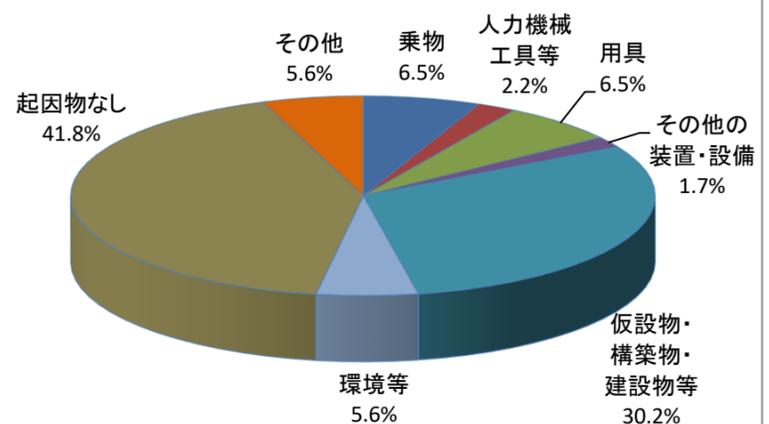
(4) 経験年数別の状況



(5) 事故の型別の状況



(6) 起因物別の状況



（休業4日以上）

「SafeworK向上宣言」



*****宮城労働局ホームページに掲載します*****

「SafeworK向上宣言」は、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主と労働者の取り組み姿勢を企業内外に表明するものです。

事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。是非、ご活用ください。

詳しくは宮城労働局ホームページをご覧ください

セーフワーク向上宣言

検索 



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話022-299-8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworK向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。



事業場名

安全衛生 株式会社

Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は、会社経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業打合せを確実にを行います。
- 2 作業手順書を作成し、安全作業を行わせます。
- 3 不具合があれば、機械は必ず停止して対応させます。

私たち労働者は、事業主の宣言に基づき、不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 翌日の作業打合せに参加し安全作業を確認します。
- 2 作業手順書を確認し、作業はこれを順守します。
- 3 不具合があれば、機械を停止してから対応します。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworK 向上宣言」実施・運営要領

～ 安全で健康に働くことができる職場環境を実現するために ～

制定：令和3年6月30日

改定：令和5年8月4日

一部改定：令和5年9月4日

1 趣旨

宮城労働局では、令和5年度を初年度とする5か年計画である「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）を策定し、14次防の行動指標となるアウトプット指標と成果指標となるアウトカム指標により、人の行動に由来する災害、高年齢労働者の災害防止等を中心として、令和4年と比較して令和9年までに、死亡災害5%以上の減少、死傷災害を減少に転ずることを目標としている。

令和元年6月、「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」の独自ロゴマークを制定、その活用を推進し、令和2年5月、健康で安全に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主の意思を企業内外に表明する制度「SafeworK 向上宣言」（以下「宣言」という。）を創設し、建設業労働災害防止協会宮城県支部の協力により建設業で先行実施している。その後、令和3年6月には対象を全業種に拡大し、令和5年3月31日までに、管内の延べ514事業場からの宣言が登録されている。

今般、14次防がスタートしたことに伴い、これまでの宣言事業場登録を活かしつつ、14次防の目標達成に資する新たな「SafeworK 向上宣言」の実施により、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取組を更に促進するものである。

2 運営者等

宮城労働局、県内各労働基準監督署

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

3 実施対象者（宣言者）

県内各事業場の事業主及び労働者（以下「事業主等」という。）

4 事務局

宮城労働局労働基準部健康安全課

5 実施期間

第14次労働災害防止推進計画期間（令和9年度まで）

6 実施対象者（宣言者）の実施事項等

- (1) 上記趣旨に賛同する事業主等は、様式1「SafeworK 向上宣言」を作成のうえ、事業場内の見やすい場所に掲示する等して事業場内外に表明し、労働災害防止や職場環境の改善等を積極的に推進すること。

なお、宣言内容には、①人の行動に由来する行動災害、②健康状況や体力低下に伴う高年齢労働者の特性に由来する災害のいずれかについて、労働者自身の労働災害防止に係る意識向上策を一つ必ず含めること。

あらかじめ安全衛生委員会（法定の委員会等がない場合は職場懇談会等の任意の機会に差し支えない。）において労働者の意見を聴取するとともに、内容は、分かりやすく簡潔に、かつ具体的な記載とすること。

- (2) 宣言後、様式2「SafeworK 向上宣言『安全衛生管理自己診断』シート」を実施し、改善すべき事項がある場合には改善を図ること。

なお、本制度は事業主のみならず、人の行動に由来する行動災害及び高年齢労働者の災害防止等、労働者自身の労働災害防止に対する意識向上を目的の一つとしていることから、特に、作業員や安全衛生に係る管理者に対する計画的な教育・研修の実施に努めること。

- (3) 宣言登録等

ア 運営者等は宣言内容等を登録するので、事業主等は様式1及び様式3「SafeworK 向上宣言登録シート」を用いて事務局に、メールにより提出すること。

なお、宮城労働局ホームページへの掲載は任意とし、同ホームページへの掲載を希望しない場合は、様式3の所定の欄にチェックを入れること。

また、令和4年度までに登録済の場合は、引続き有効とするが、令和5年度以降において登録を更新する場合は、本要

領に基づいた内容の宣言とし、この場合を含め、宣言後の登録内容更新の場合は、再登録として事務局に提出すること。

登録先アドレス：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp
送付メールの件名は、「SafeworK 向上宣言」（再）登録（事業場名）とすること。

イ 掲載中止を希望する事業主等は、事務局に登録破棄を申し出ること。

7 運営者等の実施事項

(1) 宣言登録等を促進するためには、労使当事者を含め、地域における認知度を高めることが必要であることから、それぞれ、ホームページへの掲載をはじめ、各種会合やパトロール、広報誌掲載等の機会をとらえた関係事業主等への周知に努めること。

また、宮城労働局及び各労働基準監督署は、個別事業場に対する指導及び集団指導等の機会において、宣言することのメリットを説明することにより登録の促進に努めること。

(2) 宣言者に対して、「SafeworK 向上宣言」、「安全衛生管理自己診断」シートの結果に基づく改善や教育の実施等の支援を行うこと。

また、各団体独自のポスターやのぼり旗等によるPR、宣言事業場等を対象とした情報提供や説明会の開催等、工夫した周知に努めること。

(3) 宮城労働局は、本実施要領及び関係様式等をホームページに掲載するとともに、宣言登録した事業場の登録番号をメールにより通知すること。

なお、再登録の場合、登録番号は変更しないこと。

(様式等)

様式1 SafeworK 向上宣言

様式2 SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シート

様式3 SafeworK 向上宣言登録シート

(4) 宮城労働局は、様式3の情報のうちホームページへの掲載を希望する事業場について、①登録番号（宮城労働局にて付与）、②宣言日、③事業場名、④所在地（市・町・村まで）及び様式1をホームページに掲載すること。

なお、宣言の内容等が本制度の趣旨に反することが明らかである場合及び事業主等から掲載中止の申出があった場合には掲

載を中止すること。

8 登録情報の取扱い

- (1) 登録情報は運営者等の中で共有すること。
- (2) 運営者等のうち関係団体による上記7の(2)の支援は、事業主等の希望により実施すること。

9 宣言登録開始

令和5年8月4日から受け付けること。

「SafeworK 向上宣言」登録によるメリット

本制度の目的は、安全で健康に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主等の意思を表明する機会の提供です。例えば、以下のとおり、制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

- 1 事業場内の見やすい場所へ掲示等
事業場内に掲示等による宣言内容の労使共同の再認識、取引先等の理解促進。
- 2 ロゴマークの使用
企業内外において「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」のロゴマークが使用可能。
- 3 宮城労働局等のホームページ上に公開
インターネット上で公開することによるPR効果。
- 4 ハローワーク求人票等に、「SafeworK 向上宣言」事業場である旨を記載
求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果。

「SafeworK 向上宣言」フローチャート

【ステップ 1】

本制度の趣旨に賛同する事業主等は、安全衛生委員会等の場を活用して労働者の意見を聴取のうえ、様式 1 「SafeworK 向上宣言」を作成し、事業場内の見やすい場所に掲示する等して事業場内外に表明するとともに、労働災害防止や職場環境の改善等の宣言事項について労使が協力して推進する。（安全衛生委員会等の設置がない場合は、職場懇談会等の任意の機会代替して差し支えない。）

【ステップ 2】

事業主等は、様式 2 SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シートによる点検等を実施し、改善等すべき事項がある場合は、改善に着手する。

なお、宣言事項の推進、或いは、自己診断結果に基づく改善等に際しては、安全衛生管理年間計画を作成するなどして計画的に取り組むことが望ましく、また、必要に応じて各運営者等に支援等を求めることができる。

支援等の求めを受けた各運営者等は、求めに応じた必要な支援等に努める。

【ステップ 3】

様式 1 及び様式 3 「SafeworK 向上宣言登録シート」をメール添付により、宮城労働局に提出する。

宮城労働局は、メールにより登録番号を通知するとともに、様式 3 の公開情報及び様式 1 を宮城労働局ホームページに掲載し、併せて、他の運営者等との間で当該情報を共有する。

宣言日 令和 年 月 日



事業場名

Safework 向上宣言

- ◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

*「安全衛生管理自己診断」シートの診断結果は登録の条件ではありません。

様式2

SafeworK向上宣言「安全衛生管理自己診断」シート

必須事項に改善を要する場合は早急に改善してください。			
番号	自己診断事項	診断結果 (○・×)	改善 月日
1 経営トップとしての取組について			
(1)	安全衛生管理活動状況を確認し、その状況を踏まえてSafeworK向上宣言を内外に発信していますか。		必須事項
(2)	安全衛生年間計画は、期待される結果が得られるよう、きちんと記録に残しながら、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）のサイクルを回していますか。		/
(3)	経営トップとして、安全衛生管理活動に必要な支援を行っていますか。		必須事項
2 安全衛生管理体制について			
(1)	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等は、法定の職務を行っていますか。		必須事項
(2)	《法定の安全管理者等の選任義務がない事業場のみ回答》 常時10人以上の労働者を使用する小売業（各種商品小売業、家具等小売業、燃料小売業を除く。）、社会福祉施設、飲食店では、安全推進者を選任していますか。 また、その他の事業場でも、安全衛生担当者を配置し、安全管理者等に準じた職務を行わせていますか。		必須事項
3 危険の「見える化」について			
(1)	機械設備や作業における危険をわかりやすく周知するため、危険の「見える化」を行っていますか。		/
4 作業上のリスクの洗い出しと計画的な改善について			
(1)	作業マニュアルを作成していますか。（定常作業、非常作業の両方とも作成しましょう。）		/
(2)	作業マニュアルからリスクの洗い出し・検討を行っていますか。		/
(3)	洗い出し・検討後に把握したリスクについて、具体的かつ計画的な対策（リスクの排除・低減）を行っていますか。		/
(4)	化学物質を使用している場合、化学物質のリスクアセスメントを行っていますか。		/
5 安全衛生教育の実施について			
(1)	雇入れ時教育や職長等教育、特別教育などを的確に実施していますか。		必須事項
(2)	危険有害業務従事者教育や安全管理者等に対する能力向上教育などをおおむね5年ごとなど一定期間に実施していますか。 （各災害防止団体等では各種教育・研修事業を実施しています。安全衛生年間計画を作成する等して、計画的な労働者教育を実施しましょう。）		/
(3)	派遣労働者、外国人労働者等に対して、教育内容の習得・定着状況を確認し、必要に応じて再教育・追加教育を行っていますか。		/
(4)	高年齢な労働者に対し、再教育や能力向上教育を行っていますか。		/
6 健康管理について			
(1)	法定の健康診断を実施していますか。		必須事項
(2)	健診結果に異常の所見が認められた労働者について、医師から意見聴取を行い、必要な措置を実施していますか。（産業医の選任が義務付けられていない事業場は、各地区に設置されている地域産業保健センターが利用できます。）		必須事項
(3)	朝礼時・昼礼時などに労働者の体調（食事の未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒等）の確認を行っていますか。		/

(4)	熱中症予防のための対策（暑さ指数の把握、余裕ある作業計画、設備や服装の改善・工夫、職場巡視の励行、労働者の水分・塩分の摂取状況の確認等）を行っていますか。		/
(5)	メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施外）に取り組んでいますか。		/
7 転倒災害防止対策について			
(1)	転倒等リスク評価セルフチェック票（厚生労働省ホームページ）を使用していますか。		/
(2)	転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等を導入していますか。		/
(3)	バックヤード等も含めた整理、整頓を徹底していますか。		/
(4)	敷地内の凹凸、陥没穴等を確認し、解消していますか。		/
(5)	従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所に融雪マット等を設置していますか。		/
(6)	清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放していますか。		/
(7)	積雪時の屋外において安全な歩き方教育を実施していますか。		/
8 高齢者の特性に配慮した職場づくりについて			
(1)	高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（厚生労働省ホームページ内「エイジフレンドリーガイドライン」）を参考とした取組を行っていますか。		/
9 交通事故について			
(1)	交通安全教育を行っていますか。（厚生労働省ホームページ内「職場のあんぜんサイト」の「交通労働災害の現状と防止対策」や交通労働災害事例を活用しましょう。）		/
(2)	施設敷地内の交通事故防止について対策を図っていますか。（安全通路の確保、走行路の徐行徹底、危険箇所への標識・ミラーの設置、危険注意マップによる周知等を行います。）		/
10 その他（過重労働防止）			
(1)	年次有給休暇の取得促進を行っていますか。		/
(2)	勤務間インターバル制度を導入していますか。		/
(3)	「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を活用していますか。		/

※自己診断の結果、改善が必要な場合には、各団体や最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

SafeworK 向上宣言登録シート

宮城労働局労働基準部健康安全課 行

◎送付先：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp

◎送付メール件名：「SafeworK 向上宣言」登録（事業場名）

下記のとおり、「SafeworK 向上宣言」を登録します。

① 登録番号 (過去に登録済の場合)	
② 宣言日	令和 年 月 日
③ 事業場名	ふりがな ()
業種 (具体的に簡単に記入願います)	
④ 所在地	〒 -
連絡先	TEL
	E-mail 担当者
右事項の□にチェックを入れて下さい。(レ又は■、以下同様)	<input type="checkbox"/> 様式1「SafeworK 向上宣言」を作成して、事業場内に掲示するなどして社内外に表明しました。 <input type="checkbox"/> 上記宣言に際して労使間で内容を確認しました。 <input type="checkbox"/> 様式2 SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シートを実施しました。
右の団体に加入している場合は、□にチェックを入れて下さい。	<input type="checkbox"/> 中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 公益社団法人宮城労働基準協会
上記登録情報は運営者で共有します。情報共有の可否を選択ください。	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※ホームページへの掲載を希望しない場合のみ、□にチェックを入れて下さい。

上記①から④までの事項及び様式1について宮城労働局ホームページへの掲載を希望しません。

【登録シート記載事項説明】

1. 原則として、事業場単位の登録をお願いします。
建設業等は、店社（本社・支店・営業所）又は共同企業体での登録とします。（工事現場は店社による登録の一部とします。）
2. 登録するための取組
 - (1) 登録は、次のア、イの取組を行っていることが条件となります。
 - ア 経営トップ等が様式1により「SafeworK向上宣言」を行い、事業場の見やすい場所に掲示する等により周知していること。なお、「SafeworK向上宣言」の内容は、下記(2)を確認してください。
 - イ 宣言後、SafeworK向上宣言「安全衛生管理自己診断」シートにより自己診断を行うこと。なお、改善すべき事項が認められた場合は改善に努めてください。
 - (2) 「SafeworK向上宣言」の内容は、次の事項にご留意ください。
 - ア 貴社の取組を記載してください。労働安全だけでなく、健康保持・増進、職場環境改善、長時間労働の是正等、働き方改革、メンタルヘルス対策等を対象としても差し支えありません。
 - イ 事業主のみならず労働者自身の労働災害防止に対する意識付けも目的としていますので、事業主及び労働者の双方が宣言する内容としてください。
 - ウ 法定外のものも含めた安全衛生教育の積極的な実施をご検討ください。なお、運営者である各団体は各種教育を実施していますのでご相談ください。
 - エ 建設業においては、以下を参考として、適切な安全衛生経費の確保、適切な工期設定にもご留意ください。
 - ① 「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日付け基発第267号の2）
 - ② 「建設業法令遵守ガイドライン」（令和5年6月：国土交通省不動産・建設経済局建設業課）
 - ③ 「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」（平成31年3月：宮城県事業管理課）

◎登録先アドレス：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp

◎送付メール件名：「SafeworK 向上宣言」登録（事業場名）

SafeworK 向上宣言登録シート

宮城労働局労働基準部健康安全課 行

◎送付先：kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp

◎送付メール件名：「SafeworK 向上宣言」登録（事業場名）

下記のとおり、「SafeworK 向上宣言」を登録します。

⑤ 登録番号 (過去に登録済の場合)	
⑥ 宣言日	令和 年 月 日
⑦ 事業場名	ふりがな ()
業種 (具体的に簡単に記入願います)	
⑧ 所在地	〒 -
連絡先	TEL
	E-mail 担当者
右事項の□にチェックを入れて下さい。(レ又は■、以下同様)	<input type="checkbox"/> 様式1「SafeworK 向上宣言」を作成して、事業場内に掲示するなどして社内外に表明しました。 <input type="checkbox"/> 上記宣言に際して労使間で内容を確認しました。 <input type="checkbox"/> 様式2 SafeworK 向上宣言「安全衛生管理自己診断」シートを実施しました。
右の団体に加入している場合は、□にチェックを入れて下さい。	<input type="checkbox"/> 中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部 <input type="checkbox"/> 公益社団法人宮城労働基準協会
上記登録情報は運営者で共有します。情報共有の可否を選択ください。	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

登録の提出日ではありません。様式1 (宣言様式) の宣言日と同じ日が入ります。

必須事項となる全てにチェックが入ります。

※ホームページへの掲載を希望しない場合のみ、□にチェックを入れて下さい。

上記①から④までの事項及び様式1について宮城労働局ホームページへの掲載を希望しません。

厚生労働省
従業員のための安全アクション
SAFE コンソーシアムポータルサイト

SAFEとは? コンソーシアム シンポジウム アワード 現場視察 転倒予防川柳 動画

トップ > アワード

アワード

募集期間 令和5年9月19日～11月24日 ※応募受付を終了しました
投票期間 令和5年12月27日～令和6年1月28日 ※一般投票を終了しました
結果発表 令和6年2月9日

アワード概要ポスター アワード概要チラシ

1.アワードについて 2.応募方法 3.投票 4.取組事例集・結果発表

令和5年度受賞事例



ブロンズ賞

社会福祉法人東北福祉会

効果絶大!!職員で作る転倒防止ハザードマップ

社会福祉法人 東北福祉会
せんだんの社

効果絶大!! 職員で作る転倒防止ハザードマップ

※受賞者名：社会福祉法人東北福祉会
※受賞部門：転倒・転落
※従業員数：およそ350人
※地域：東北/宮城

- せんだんの社の転倒事故事例**
せんだんの社の店舗する仙台市青葉区国見ヶ丘は、市内でも比較的降雪が多く、雪が多い地域。
朝・夕の通勤時等、通勤ルートや駐車場での転倒事故が多発しました。
- せんだんの社 転倒防止ハザードマップ**
過去の防災事例や、歩行以外の注意点を記載され、写真付きで実用的でした。
衛生委員会の取組でハザードマップを作ってくれた
- ハザードマップ活用の効果**
◆店舗場所
出退勤時利用する通入口の標示板など職員が毎日利用する場所
◆効果
1) 職員が危険な場所を把握しやすくなりました。
2) ハザードマップを目印にすることで、転倒防止の意識付けとなりました。
3) ハザードマップ活用後、同様転倒事故の発生が大幅に減少しました。特に本学の効果は絶大です。
◆付帯事項
職員の代表者である委員が作成したことで「職場から安全を求めている」ではなく「自分たちが作った」という当事者意識が育まれ、他の安全活動へも繋がりました。
- 自分たちと会社で取り組む、安心・安全な職場作り**
職員と会社が一体的に取り組む職場作りを行い、より良いサービスへ繋げていきたいと考えております。

SAFE コンソーシアムポータルサイト アワードへのアクセスはこちらから

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/award/>

